

令和3年度
第3回 口大野区通常審議会 報告書

第6号議案（令和3年度口大野区一般会計補正予算案について）

第7号議案（区長及び職員の報酬給与等規程の全部改定案について）

第8号議案（令和4年度口大野区一般会計予算案について）

第9号議案（令和3年度口大野地区公民館会計補正予算案について）

第10号議案（令和4年度口大野地区公民館会計予算案について）

令和4年3月24日

口 大 野 区

平成3年度 第3回審議会報告書

開催日時 令和4年3月24日（木）午後6時30分～午後8時15分

場 所 口大野地区公民館 2階集会室

出席者

(町内会長) 高橋、橋田、家原、小牧守、由利

(審議員) 田中、松本、白井、大木、高杉、安達、寺嶋、高橋克、
大塚、矢野、堀、糸井、小牧常

(区長) 西村 (書記) 鈴木 和田

開会

1 区長あいさつ

第3回審議会を開催しましたところ、審議員の皆様におかれましては夜分お疲れのところお集まりいただき誠にありがとうございます。

本日は、過日の臨時審議会において区費負担要綱等の承認をいただきましたので、来年度当初予算案を編成いたしました。今年度の補正予算等も併せて説明しますのでご審議のほどよろしくお願いします。

2 議長選出（区長）

区規約第19条により本年度は小牧常男審議員にお願いしていますので、小牧さん議長席へお願いします。

3 議長あいさつ（小牧審議員）

指名により議長をさせていただきます小牧です。スムーズな議事進行にご協力をお願いします。それでは鈴木さんから会議成立の確認をお願いします。

会議成立の確認（鈴木事務員）

本日は全員出席で、規約第18条に規定する構成員の2/3以上出席で成立していることを報告します。

（議長）では早速、議事に入ります。

4 議事

①議事録署名人の指名

（議長）議事録署名人を指名します、議事録署名人は規約第21条第2項により議長と区長です。

②書記の任命

(議長) 次に書記を事務職員の鈴木さんに任命します。

③第6号議案

(議長) それでは第6号議案「令和3年度口大野区一般会計補正予算案について」を議題とします、区長から説明願います。

(区長) 区長が説明

令和3年度における口大野一般会計補正予算案について説明させていただきます。

補正予算は、現年度予算額1,965万円に193万8千円を増額補正し、2,158万8千円の一般会計予算額とするものです。

補正の主な内容は、収入において区費の増、補助金・交付金の増、財産収入の増、諸収入の増に加え、前年度繰越金の増として、トータル収入額193万8千円の増額補正するものです。

一方歳出は、会議費の増、事務費の増、公民館等施設管理費の減、自治活動費の減、消防防災費の増に不要見込額を積立金として増額し、収支を同額にするものです。

これにより令和3年度の補正後の一般会計予算額は、当初予算額の1,965万円に193万8千円を増額した2,158万8千円となります。

それでは歳入における補正予算の個々の内容について説明させてもらいますが、補正対象となった項目のみの説明とさせていただきます。

1、区費ですが、8万円増の1,127万4千円となります。内訳は、③過年度区費として、滞納者4人から納付がありました8万円を増額し81千円としています。

次に2、補助金交付金ですが、491千円増の584万2千円となります。内訳は、①市交付金において、地域振興交付金が83千円増になり398万3千になっています。②市補助金は、新たに公民館2階集会室のLED化、防災ベンチ東屋、避難所運営備品が補助対象となり、40万8千円増の125万8千円となります。

次に3、財産収入ですが、32万円増の172万5千円となります。内訳は、②土地使用料として、区有地における電柱敷地料3年間分が閑電より納付されましたので226千円の増と、審議会で承認いただきました淡路農産株式会社の土地貸付の年間敷地料73千円増があり、32万円が増額し72万円となります。

次に4、諸収入ですが、59千円増の513千円となります。内訳は④寄付金として初老の一五申酉会様から初老記念として、6万円の寄付申し出があり、寄付採択により59千円を増額し60千円となります。

最後に6、繰越金ですが、予算作成における決算見込額で繰越当初予算額を124万4千円としていましたが、決算額において223万2千円でしたので、その差額988千円を増額するものです。これは3月に予算書を作成し、5月の決算書作成時期の2ヶ月のタイムラグにおける差額によるものです。

以上で歳入補正額は 193 万 8 千円増額の補正としています。

次に歳出について収入と同様に補正する項目についてのみを説明いたします。

1、会議費ですが、不足額の 321 千円を増額し 230 万 1 千円とするものです。

内訳ですが①報酬は 20 万円を増額し 145 万円となります。区費検討委員会委員と防災會議へ出席していただいた委員への増額分です。③専門委員会費は 121 千円を増額し 171 千円となります。これは区費検討会の公募委員 5 名の出席委員分を増額するものです。

次に 2、事務費ですが、項目内の不足・不要額の相殺により 194 千円を増額し 777 万 4 千円とするものです。内訳は、①報酬は不要額 36 万円を減額し 132 万円とするものです。これは私の報酬月額 3 万円掛ける 12 ヶ月分の 36 万円を辞退し、会議費の委員報酬等の財源として流用するものです。⑥職員手当は不足額 60 千円を増額し 109 万 5 千円とするものです。これは事務員の時間外勤務手当を支出するものです。⑩慶弔費は不要額 36 千円を減額し 54 千円とするものです。これは区費を納めている区民がお亡くなりになった場合、区から香典をさせてもらっていますが、近年密葬が増えたことに加え香典辞退が増えた関係で減額するものです。⑪役務費は、不足額 73 万円を増額し 119 万円とするものです。これはコピー代を含んだ保守料の増額と金融機関での区費引き落とし手数料（5 万円）の増加により増額するものです。特に本年は、金融機関の区費引き落とし手数料の改定と、区費改定に係る各種書類や防災計画のコピーを多用しており、大きく増額するものです。⑯の還付金は不要額 20 万円を減額し 0 円とするものです。これは臨時審議会において、区費規約の廃止により無くすこととなりましたので減額したものです。

次に 3、公民館等施設管理費ですが項目内の不足・不要額の相殺により 446 千円を減額し 294 万 2 千円とするものです。内訳ですが、①営繕費は不足額 10 万円増額し 50 万円とするものです。これは 2 階集会室の照明が壊れたことの修繕、玄関扉の修繕に石窓煙突修繕を行い、不足額を増額するものです。②設備費は不要額 15 万円を減額し 35 万円とするものです。これは初老記念で寄付にて 2 階集会室用の座椅子購入と防災ベンチ東屋を予算範囲内で整備しましたので、不要額を減額するものです。⑧コミュニティ広場整備費は不要額 396 千円を減額し 204 千円とするものです。これは積雪等によりグラウンド整備が出来なかったことや除草作業を外部委託せず、区長と公民館主事が行ったことでの不要額を減額するものです。

次に 4、自治会費ですが不要額 23 万円を減額し 172 万 1 千円とするものです。内訳ですが、④活動助成費を 23 万円減額し 49 万円となります。体育大会中止による公民館への補助金の不執行と花火の集金助成を廃止し候約を図ったものです。

次に 5、消防防災費ですが不足額 10 万円を増額し 127 万 2 千円とするものです。内訳ですが、②防災設備費は不足額 6 万円を増額し 21 万円とするものです。これは

避難所運営での防災用品購入が京都府補助事業に採択されましたので、毛布や間仕切り、自動体温計、簡易テントを購入したものです。⑤防災対策事業費は不足額 4 万円を増額し 202 千円とするものです。これは防災計画簡易版印刷のほかコロナ感染症に配慮した防災訓練用消耗品の購入のため増額するものです。

最後に 9、積立金ですが 199 万 9 千円を増額し 354 万 9 千円とするものです。

内訳は①事業積立金は 194 万 9 千円を増額し 324 万 9 千円とするものです。

これは今回補正後の歳入金額から補正歳出額を相殺した残金 194 万 9 千円を財政調整積立金として積立てるため増額とするものです。②退職積立金は 5 万円を増額し 30 万円とするものです。これは区長と事務員の退職金として将来に向け蓄えるために増額するものです。(現在 97 万円)

これにより歳入額と同額の 193 万 8 千円を増額し補正額とするものです。

以上が、今回補正する内容であります。

令和 3 年度における一般会計補正予算案の増減に対する項目説明は以上ですので、補正予算案について審議をよろしくお願ひいたします。

(議長) 説明が終わりましたので質疑を受けます、「令和 3 年度口大野区一般会計補正予算案について」質問のある方は挙手願います。

(審議員) 事務費のうち区長報酬について質問したい。2 年間西村区長には頑張っていただいているが報酬額はこのまま落ちていくのか。

(区長) 每月 3 万円カットしているが、これは私の都合によるものです。次の区長にこのまま続くことはありません。

また、皆さんに防災会議や区費検討で頑張っていただきましたので、今年度はこのカット分を財源にして会議費で相殺できるようにします。次年度へ響かないように考えました。

(議長) ほかに質問はありませんか。

ないようですので採決に入りますが異議ございませんか。

(異議なしの声)

無いようですので採決に入ります。

第 6 号議案「令和 3 年度口大野区一般会計補正予算案について」ご承認していただける方は挙手願います。

全員挙手賛成により、第 6 号議案は承認されました。

④第 7 号議案

(議長) 次に第 7 号議案「区長及び職員の報酬給与等規程の全部改定について」を議題とし

ます、区長から説明願います。

(区長) 区長説明

第7号議案ですが提案書の裏面に主な改正点を記載していますが、改正期日記載のほか、現規程の条文番号や字句の統一、支給額や支給基準などを定めるための全部改定です。それでは、各条文についてご説明させていただきますので、全部改正案説明をご覧ください。全部改定ですので新条文にて説明させてもらいます。

最初に表紙に改正期日の記載を行うものです。

第1条は、本規程の目的を記載するもので、改正前規程をそのまま引用し、条文体裁を整えたものです。

第2条は、報酬給与を定めるものですが、改正前規程では第2条に区長報酬、第3条に職員給与額の規定がありましたが、条文を一本化で規定し別記1に支給額を記載するものです。

また、改正前規程では第6条に規定されていた支給日基準を第2項にまとめて記載することで、条文体裁を整えたものです。

第3条は、手当を定めるものですが、改正前規程の第5条の期末手当に各種手当の一一本化を図ることで4つの手当を各号にまとめて規定し、各号における支給額と支給基準を別記2に規定し、条文体制を整えたものです。

第4条は、改正前規程の第4条にあった福利厚生費について、目的を追記し別記3に基準を規定することで条文体制を整えたものです。

第5条は、改正前規程の第7条をそのまま引用したものです。

第6条は、改正前規程の第8条を引用したもので、区長についての退職金の変更はありません。

職員は別に規定されている職員服務規程の中に3年以上勤務した場合、退職金を支給することとなっていますが、3年前の給与額に遡る基準を無くし、退職年度の当初給与額を基準額に改定するものです。

次に附則ですが、本日の改正で2つの規定を設けることから、2条の条文規程としています。第1条は、改正期日と施行期日が異なるためその期日を規定するものです。第2条は、施行期日に既に採用されている現職員から適用させることを明記するものです。それでは第2条関係の別記1について説明いたします。

別記1は、事務所に勤務する職員の報酬・給与額を記載するもので、区分ごとに額と支給基準を定めています。区長は変更ありませんが、職員、嘱託職員、臨時職員について京都府最低賃金額から定めた金額としています。

なお、職員給与の額は、別記①に職員給与表を追記していますが、これは事務員の給与額を国の人事院勧告で定めたものを引用するものとしています。

この給与表は、民間企業従業員の給与水準に公務員の給与を均衡させた（民間準拠）人
事院の勧告給与表で、区が基準額を判断しなくても国が基準額を算出するため、これを適用させることができが判りやすくするものとしています。

ただし運用する号俸は、町内会長会議において審議し、審議会で承認された号俸額を適

用するものとしており、この給与表は3年毎に見直し反映するものとしています。

戻りまして第3条関係の別記2について説明いたします。

各種手当の基準を記載するもので、(1)は通勤手当の基準を記載しています。事務員等は区民を雇用する予定なので、公務員同様に区事務所から片道2Km以内は支給しないものとしています。

なお採用職員が転居した2Kmをこえる場合は、退職に至るまでの間において4Kmを限度とし、30円/kmの20日分を支給するものとします。

(2)は超過勤務基準を記載するものです。区長命令で支払い対象としますが、勤務時間数は基準月分の合計時間数の30分以下を切り捨てし、京都府北部1時間当たりの最低賃金額を乗じた額を支給するものとしています。

(3)は、改正前規程の第5条を引用し期末手当基準を記載するものです。

今回の改正では、区長及び事務員の一部上乗せを削除し減額しています。なお、嘱託職員は別規則に規定のあった期末手当をこの規定に一本化していますが、支給基準に変更はありません。

(4)は、改正前規程の第4条中にあった出張手当（旅費）を抜き出し、追記するものです。

なお、出張手当は区公用車利用を原則とするため、支給しないこととしています。一方で町域を超える出張において自家用車を用いる特別な理由がある場合については、自家用車での出張を認めたうえで通勤手当と同額を実費弁償することとしています。

最後に第4条関係の別記3についてです。

別記3は、改正前規程の第4条を引用するのですが、福利厚生目的の追記と支給額及び支給月を記載するものです。改正前から60%割減額し1万円とするものです。

以上で平成29年3月28日に一部改正された現規程を勤務実態に合わせた内容に改正し、区に勤務する事務員等を労働基準法や最低賃金制度に適用させながら身分保障するものです。

なお、区長は特別職であるため今回の改正は行っておりません。

以上で説明を終わります。審議方、よろしくお願ひいたします。

（議長）説明が終わりましたので質疑に入ります。質問のある方は挙手願います。

（審議員）少しややこしい感じがするが、改正により実質下がりはしないのか、また上ることもあるのか。

（区長）現在は最低賃金に達していない状況です。そういう意味ではあがることになります。

給料や報酬等を整理して、なぜこの額なのかを明記したものです。

（審議員）了解。みなさんには頑張っていただいていると思います。

（議長）他に質問はございませんか、ないようですので採決に入れますが異議ございませんか。

（異議なしの声）

それでは第7号議案「区長及び職員の報酬給与等規程の全部改定について」を承認いただけます方は挙手願います。

第7号議案は賛成者多数で承認されました。

⑤第8号議案

(議長) 次に第8号議案「令和4年度口大野区一般会計予算案並びに事業計画案について」を議題とします。

区長から説明願います。

(区長) 区長説明

歳入予算額 19,077,000 円 (前年度 19,650,000 円)

歳出予算額 19,077,000 円 (前年度 19,650,000 円)

前年対比 約 97.1% (573,000 円の減額)

当区における令和4年度一般会計の歳入歳出予算額は 19,077 千円です。

当初予算額における前年度対比は、約 97.1% の 573 千円減額となる予算規模として、審議会で承認を求めるものです。

それでは 2 ページの予算編成に当たってを読み上げ事業計画案とします。*記録省略
つぎに各予算項目に基づきまして説明させていただきます。

本年度予算額のほか、適用に記載のある算出基礎数値などについて、説明させていただきますのでよろしくお願いします。

【歳入の部】

1 区費

区費は、前年度予算額 1,119 万 4 千円に対し 485 千円の減額の 1,070 万 9 千円を予算計上しています。内訳ですが

①区民割は、997 千円減額の 921 万 5 千円を予算計上しています。審議会で確定した一律 2 万円の区費算定を基に 739 世帯で算出した額ですが、区費検討会で試算した減免額を見込んでの額を計上しているものです。

②準区民割は、507 千円増額の 1,488 千円を予算計上しています。区民同様に一律 3 万円の法人、個人事業者 15 千円、アパート 1 世帯 4 千円、空き家の区外居住者 3 千円として積算したものです。

③過年度区費は、前年度同額の 1 千円を項目計上しています。これは滞納繰越となった区費が入ってきたときの項目です。

④ふるさと応援区費は、新規項目として 1 口分の 5 千円を項目計上するものです。この区費ですが、31 日まで新年度区費における減免申請を受け付けており、区費審査会にて最終決定された時点で予算が大きく乖離する場合は、令和4年度第1回審議会において、補正予算にて組み換えを行うことを考えています。

2 補助金・交付金

次に補助金交付金は、前年度予算額 535 万 1 千円に対し 3 万円の減額の 532 万 1 千円を予算計上しています。主な内容は、地域振興交付金、市民協働のまちづくり補助金、敬老会助成金のほか京都府からの補助金を計上するものです。

①市交付金は、前年度と同額の 390 万円を予算計上しています。これは地域振興交付金になりますが、大宮町区長協議会にて人口、面積、市道の延長等に応じて各区に按分した金額が各区に交付されるものです。

②市補助金は、3 万円減額の 82 万円を予算計上しています。これは地区からの申請によって採択される事業内容が未定であることから、地域コミュニティ支援事業の基本分の 7 万円、敬老会開催補助金 75 万円の 82 万円を計上したものです。

③その他補助金は、前年度と同額の 601 千円を計上しています。竹野川環境整備事業補助金を計上するもので、他地区の補助申請の状況により金額が若干変動します。

3 財産収入

次に財産収入は、前年度予算額 140 万 5 千円に対し項目内の相殺により 58 千円の減額の 134 万 7 千円を予算計上としています。

①施設使用料は、155 千円減額の 845 千万円を計上しています。これは公民館の使用料 20 万円。城址会館の使用料 60 万円、その他として 45 千円を計上していますが、下がった要因は農地管理事務の広域化で事務室の一部を年額 16 万円で賃貸していましたが、出ていかれましたのでこの分を計上していません。

②土地使用料は、97 千円増の 497 千円を計上しています。これは旭ヶ丘宅地使用料 82 千円、事務所前グラウンドと公民館裏の駐車場使用料 9 件で 20 万円、国営農地賃借料 3 件 118 千円のほか、本年度から淡路農産に土地を貸し付けており 97 千円の増額となります。

③同上過年度使用料は、前年と同額の 1 千円を計上しています。旭ヶ丘の土地使用者に滞納者があり文書等で粘り強く催促していますが、納付に至って無い状況にあります。

④基金収益金は、前年と同額の 4 千円を予算計上しています。これは財政調整積立金の利子収入です。

4 諸収入

諸収入は、前年度同額の予算額である 45 万 4 千円を予算計上しています。

①受益者負担金は、前年と同額の 1 千円を計上しています。これは公共工事に係る負担金を区民から受ける項目でありますが、近年個人負担金を伴う公共工事は実施されていません。

②同上過年度負担金は、前年と同額の 1 千円を計上しています。これは年度を超える負担金納付があった場合の項目です。

③手数料還元金は、前年と同額の 30 万円を計上しています。し尿処理券の販売手数料で売上金の 5% が還元されます。

④寄付金は、前年と同額の 1 千円を計上しています。例えば厄除け記念等で受領する一般や目的寄付金を採納した場合は、この項目に計上するものであり区費として計上する「ふるさと応援区費」とは別のものとして区分します。

⑤預金利息は、前年と同額の 1 千円を計上しています。一般会計の普通預金の利息です

⑥雑収入は、前年と同額の 150 千円を計上しています。コピー使用料は、大野神社や公民館のほか、農事組合やグラウンドゴルフクラブなどから受け入れています。このほか、区の備品使用料や、しみぞ揚水ポンプ電気代負担金の一部を奥大野区から受け入れています。

5 借入繰入金

①借入金、②繰入金とも前年度同額の予算額である 1 千円ずつを予算計上しています。これは予算不足時における金融機関などからの融資借り入れや、財政調整基金取り崩し金などを受け入れる項目です。

6 繰越金

①繰越金は、令和 3 年度からの繰越金を前年と同額の 1244 千円を計上しています。

以上、歳入合計予算額は 1,907 万 7 千円で、昨年度と比較して 573 千円の減額予算としています。引き続き歳出について説明いたします。

【歳出の部】

1 会議費

会議費は、前年度予算額 198 万円に対し 22 万円の減額の 176 万円を予算計上しています。

①報酬は、前年と同額の 125 万円を予算計上するものです。役員報酬で町内会長 5 人、審議員 13 名、監査員 2 人、隣組長 95 人分を計上しています。

②会議費は、22 万円減の 46 万円を計上するものです。これは任期満了にて退任される町内会長慰労費分を減額するものです。

③専門委員会費は、前年と同額で 5 万円を計上するものです。区費審査員と防災会議委員の報酬に充てます。 12 人 × 3 回 × 1,300 円 = 46,800 円

2 事務費

事務費は、前年度予算額 758 万円に対し 519 千円の増額の 809 万 9 千円を予算計上するものです。

①報酬は、12 万円増額の 180 万円を予算計上するものです。区長報酬に変更あり

ませんが嘱託員報酬を増額するものです。

②給料は、191千円増額の199万1千円を予算計上するものです。事務職員の給料で最低賃金の関係もあり、今回給与改定した金額を計上しています。

③委託料は、前年と同額の1千円を予算計上するものです。項目のみの計上です。

④賃金は、2万円増額の80万円を予算計上するものです。これは用務員と回覧文書配達員に支払う賃金ですが、京都府最低賃金額940円を適用しています。

（用務員は、1日平均3時間、回覧文書等の配布員は1回4時間で月に2回従事していただいている。）

⑤社会保険料は、42千円増額の436千円を予算計上するものです。これは事務職員の社会保険料で給与額に応じ増額するものです。

⑥職員手当等は、65千円増額で110万円を予算計上するものです。これは区長と事務職員、嘱託員の期末手当です。

（参考）区長36万円 事務員58万円 嘴託10万円

⑦負担金は、前年と同額の4万円を予算計上するものです。大宮町区長協議会への負担金です。

⑧交際費は、4万円減額の2万円を予算計上するものです。区長が各種団体に出席した時の祝儀等ですが、近年コロナの影響もあり支出が無いので減額するものです。

⑨通信運搬費は、前年と同額の14万円を予算計上するものです。これは事務所の電話料・切手代・NHKとケーブルテレビ受信料等です。

⑩需用費は、前年と同額の40万円を予算計上するものです。事務用品や軽トラックの燃料代、新聞購読費、クリーニング代などです。

⑪印刷製本費は、5万円減額の2万円を予算計上するものです。区民だよりや各種印刷物の費用ですが、区のコピー機で行うため減額とするものです。

⑫福利厚生費は、3万円減額で2万円を予算計上するものです。区長と事務職員に対して支払いますが、今回の給与改定により減額するものです。

⑬慶弔費は、6万円減額で3万円を予算計上するものです。区費滞納の無い区民の方が亡くなられた香資などですが、密葬が増え香典辞退が増えていることから減額するものです。

⑭役務費は、46万円増額で92万円を予算計上するものです。これは区費振替納付手数料として信金や京銀・JAへ支払っている手数料やコピー機印刷代に応じた保守料金の値上げのほか、ホームページプロバイダーへ払うレンタル料金などです。今回の補正予算でも増額を承認頂いた分です。

⑮還付金は、199千円減額で1千円を項目のみとして予算計上するものです。これは区費納付の2%を隣組長にお渡ししていましたが、令和3年度の区費規約の廃止により無くしたものです。

⑯租税公課は、前年と同額の13万円を予算計上するものです。区有林や国営農地41筆にかかる固定資産税と軽トラックの軽自動車税です。

⑰使用料及び賃借料は、前年と同額の24万円を予算計上するものです。コピー機

のリース料です。(月額 19,800 円)

⑯諸費は、前年と同額の 1 万円を予算計上するもです。雑費充当分です。

⑰退職金は、前年と同額の 0 円としています。退職がある場合必要に応じて補正予算にて計上します。

3 公民館等区有施設管理費

公民館等区有施設管理費は、前年度予算額 338 万 8 千円に対し 728 千円減額の 266 万円を予算計上するものです。

①営繕費は、5 万円増額で 45 万円を予算計上するものです。区有建物、設備、備品などの修繕支出を計上するものです。

②設備費は、15 万円減額で 35 万円を予算計上するものです。地区所有施設品の購入費を計上するものです。

③需用費は、前年と同額の 15 万円を予算計上するものです。清掃用品や公民館の施設消耗品費用を計上しています。

④光熱水費は、前年と同額の 80 万円を予算計上するものです。公民館の電気料、水道料、ガス代、灯油代です。なお、城址会館の電気代は部屋をすみ分けし、子メータをつけて毎月計算のうえ平野さんへ請求しています。

⑤城址会館管理費は、5 万円減額で 15 万円を予算計上するものです。会館内外の清掃やし尿汲み取り料、除草剤の購入、トイレ用品の購入費を計上しています。

⑥グランド管理費は、10 万円減額で 10 万円を予算計上するものです。公民館前のグランド整地や桜剪定の管理費用を計上しています。

⑦公園管理費は、10 万円減額で 10 万円を予算計上するものです。城址公園の維持管理費や区内児童公園の整備管理費用を予算計上しています。

⑧コミュニティ広場費は、40 万円減額で 20 万円を予算計上するものです。寺の奥池コミュニティ広場は、支障樹木の伐採、水道代、除草剤散布、し尿汲み取りのほか整地用トラック借上げ代などを予算計上していますが、利用者が区と一緒にになって整備して頂くことで減額しています。

⑨衛生費は、前年と同額の 17 万円を予算計上するものです。浄化槽点検や衛生協会の検査費用などです。

⑩共済費は、22 千円増額で 18 万円を予算計上するものです。公民館の火災保険料、旧体育館の火災保険料、城址会館などの火災保険料、LED 防犯灯損害保険料ですが、保険掛金が増額となっています。

⑪諸費は、前年と同額の 1 万円を予算計上するものです。これは消防設備の点検料です。

4 自治活動費

自治会活動費は、前年度予算額 195 万 1 千円に対し 214 千円減額の 173 万 7 千円を予算計上するものです。

- ①会議費は、前年と同額の3万円を予算計上するものです。町内会長と公民館委員の運営会議の費用です。
- ②町内会運営費は、25千円増額で216千円を予算計上するものです。これは各町内会に5千円の増額の175千円と1世帯当たり50円を各町内会に交付します。
- ③負担補助交付金は、3万円減額で5万円を予算計上するものです。地区社協活動交付金などです。
- ④活動助成金は、30万円減額で42万円を予算計上するものです。活動助成金は、地区公民館助成のほか、社協集金手数料として地区社協へ助成しています。活動助成金は、補助金目的を団体等の運営補助金から活動補助金とするため、繰越金の多くある団体等には交付額を減額することとします。これにより今回公民館への補助金減額を行いました。
- ⑤事業費は、10万円増額で90万円を予算計上するものです。これは敬老会の開催費用で約380人が敬老対象者としており、先に述べた活動補助として補助金額を全て支出することから増額するものです。
- ⑥役務費は、前年と同額の12万円を予算計上するものです。区民を対象とした自治会保険の費用です。
- ⑦諸費は、9千円減額で1千円を予算計上するものです。項目のみです。

5 消防防災費

消防防災費は、前年度予算額117万2千円に対し62千円減額の110万円を予算計上するものです。

- ①消防団等活動補助金は、前年と同額の16万円を予算計上するものです。大宮町消防団第一分団第1部に15万円、自主防災会に1万円の補助金を交付しています。
- ②防災設備費は、5万円減額の10万円を予算計上するものです。防災用資機材の購入費用を予算計上するもので、市補助金制度を活用する中で執行したいと考えています。
- ③防犯灯管理費は、5万円減額で10万円を予算計上するものです。これは市の補助を受け設置する防犯灯の費用と防犯灯の修理や点検費用です。落雷等で破損した場合は、区で加入している保険で対応できます。
- ④防犯灯需用費は、前年と同額の55万円を予算計上するもです。区が所有するLED防犯灯の電気代を計上するもので約271灯分です。
- ⑤防災対策事業費は、38千円増額し20万円を予算計上するものです。例年行う防災訓練と防災事務用品購入費用を計上するものです。

6 生活環境費

生活環境費は、前年度予算額109万6千円に対し5万円減額の104万6千円を予算計上するものです。

- ①生活環境費は、5万円減額で35万円を予算計上するものです。これは川溝清掃

の汚泥処理、町内にゴミ籠を新しく設ける場合の隣組への補助などです。

②河川整備費は、前年と同額の 615 千円を予算計上するもので。これは竹野川堤防の草刈受託事業で通学路も併せて行います。毎年草刈りボランティアを募集して実施しています。

③分別収集費手当は、前年と同額の 1 千円を予算計上するもので項目のみです。

④需用費は、前年と同額の 8 万円を予算計上するものです。これは清溝取水ポンプの電気代とポンプ小屋の防犯灯の電気代です。

7 土木費

土木費は、前年度予算額 585 千円に対し 214 千円減額の 371 千円を予算計上するものです。

①単独事業費は、10 万円減額で 25 万円を予算計上するものです。これは区有地等に道路を新設する場合などに必要な工事費用です。

②事業負担金は、19 千円減額で 1 千円を予算計上するものです。市所管事業等で地元負担が求められる場合支出する項目ですが、近年地元負担が生じる公共道路工事などはありません。

③除雪費は、5 万円減額で 5 万円を予算計上するものです。これは旭ヶ丘の区有地で区の責任において除雪する道路の除雪費用です。1 日 3 千円で委託しています。

④施設管理費は、5 万円減額で 5 万円を予算計上するものです。これは清溝ファブリダムと取水口管理費用として消防団と農事組合に支払う管理費です。

⑤諸費は、5 千円増額で 2 万円を予算計上するものです。小規模な補修等に必要な原材料費購入の費用です。

8 農林費

農林費は、前年度予算額 184 千円に対し 23 千円減額の 161 千円を予算計上するものです。

①農業振興補助は、前年と同額の 9 万円を予算計上するものです。これは農事組合、水路組合等に支出しています。

②事業負担金は、22 千円減額で 1 千円を予算計上するものです。市の事業等で地元負担がもとめられる場合支出するものですが、近年多面事業での対応が主であり、地元負担が生じる公共農業工事はありません。

③施設管理費は、前年と同額の 5 万円を予算計上するものです。特に区が受益者として関係する農業用水路や農道などの修繕管理費用です。

④諸費は、1 千円減額で 2 万円を予算計上するものです。小規模な補修等に必要な原材料費購入の費用です。

9 積立金

積立金は、前年度予算額 155 万円に対し 5 万円増額の 160 万円を予算計上するも

のです。

①事業用積立金は、前年と同額の130万円で予算計上するものです。これは収支に剩余が出ました場合で、財政調整基金として別途積み立てる積立金です。積立金利子もこの費目に計上しています。

②退職積立金は、5万円増額の30万円を予算計上するものです。これは区長並びに事務職員の退職積立金ですが、給与額改定により不足が考えられるため増額するものです。

10 予備費

予備費は、前年度予算額164千円に対し369千円増額の553千円を予算計上するものです。

①予備費の増額することで、不足する項目予算に充当できるよう増額としています。

以上、歳出予算合計は1,907万7千円で、前年度当初より573千円の減額予算であります。令和4年度における一般会計予算案の項目説明は以上ですので、予算案について、審議をよろしくお願ひいたします。

(議長) 説明が終わりましたので質疑に入ります。質問のある方は挙手願います。

質問はございませんか、ないようすで採決に入りますが異議ございませんか。

(異議なしの声)

それでは第8号議案「令和4年度口大野区一般会計予算案並びに事業計画案について」を承認いただけます方は挙手願います。

第8号議案は全員賛成で承認されました。

—ここで5分間休憩—

⑥第9号議案

(議長) 次に第9号議案「令和3年度口大野地区公民館補正予算案について」を議題とします。西村公民館長から説明願います。

(館長) 館長が説明

それでは、令和3年度における口大野地区公民館補正予算案について説明させていただきます。

補正予算は、現年度予算額2,096,000円に457,000円の減額補正し、1,639,000円の予算額とするものです。

補正の主な内容は、収入において③参加費負担金322,000円の減額、④諸収入120,000円の減額、②区活動助金50,000円の減額、など収入総額457,000円の減額とするものです。

一方支出は、⑥社会体育事業費 858,000 円の減額、⑤社会教育費 344,000 円の減額、④備品購入費の増、720,000 円の増額など支出総額 457,000 円の減額とするものです。

これにより令和3年度の補正後の口大野地区公民館予算額は、補正前当初予算額の 2,096,000 円に 457,000 円を減額した、1,639,000 円となります。

それでは収入における補正予算の個々の内容について説明させてもらいますが、補正対象となった項目のみの説明とさせていただきます。

①市補助金ですが、15,000 円減の 624,000 円となります。これは（10 年間）市の地区公民館に対しての補助金減額が続いているためです

次に②区助成金ですが、5 万円減の 460,000 円となります。これは市体育大会が中止になったため、区からの補助金が5 万円が減額となったため、減額するものです。

次に③参加者負担金ですが、歩こう会、秋のスポーツ大会の中止のため、322,000 円の減とするものです。

次に④諸収入は地区社会体育振興助成金が入らなかっただめです。

最後に⑥繰越金ですが、予算と決算時期のズレによるものです。

以上で収入補正額は 457,000 円減額の補正としています。

次に支出について収入と同様に補正する項目について説明いたします。

③事務費ですが 25,000 円増額し 360,000 円とするものです。これは、公民館代表委員と会計の報酬によるものです。

次に④備品費ですが、720,000 円を増額し、760,000 円とするものです。これは、市からの補助金である地区公民館活動交付金は年度内に予算執行できないと返金になるので、京丹後市教育委員会社会教育課と大宮町地域公民館館長と協議を行い、備品の購入が認められました。

⑤社会教育事業費ですが、858,000 円を減額し 61,500 円とするものです

これは歩こう会、ウォークラリーの中止によるものです

最後に⑥社会体育事業ですが、344,000 円を減額し 120,000 円とするものです。

これは、文化祭わいわい祭り、講演会中止によるものです。

これにより収入額と同額の 457,000 円を減額し補正額とするものです。

補正予算案の増減に対する説明は以上ですので、補正予算案について審議をよろしくお願いいたします。

（議長） 説明が終わりましたので質疑に入ります。質問のある方は挙手願います。

質問はございませんか、ないようですので採決に入れますが異議ございませんか。

（異議なしの声）

それでは第9号議案「令和3年度口大野地区公民館補正予算案について」を承認いただけます方は挙手願います。

第9号議案は全員賛成で承認されました。

⑦第10号議案

(議長) 次に第10号議案「令和4年度口大野地区公民館予算案並びに事業計画案について」を議題とします。

西村公民館長から説明願います。

(館長)

ア、議案書の一部修正をお願いします

支出の部 ③事務費の説明欄 館長等の報酬額 285,000円は誤りであり正しくは 282,000円です。修正願います。

イ、議案書を館長が説明 *記録省略

(議長) 説明が終わりましたので質疑に入ります。質問のある方は挙手願います。

(審議員) 館長は活動計画書案を読まれなかったが、歩こう会は雨で中止になった場合は 262,000円も予算計上してあるので、秋にでも実施したらよいと思う。

(館長) 申し訳ございませんでした。 春は歩こう会を行い秋はウォークラリーを行おうと思っています。

(議長) ほかに質問はございませんか。ないようですので採決に入りますが異議ございませんか。

(異議なしの声)

それでは第10号議案「令和4年度口大野地区公民館予算案並びに事業計画案について」を承認いただけます方は挙手願います。

第10号議案は全員賛成で承認されました。

⑧その他

(議長) 予定していました議案審議は終了しました。特に審議すべき議題がございましたら ご提案願います。

無いようですのでこれで審議を終了します。

5議長降壇

(議長) これで本日予定の議事は終了しました、皆様のご協力に感謝いたします。ありがとうございました。

6 その他

(区長) 小牧議長さん有り難うございました。

事務連絡を3点行います。

- ①このあと今年度の報酬をお渡しします。
- ②補正予算が可決されましたので区費検討委員さんや防災会議委員さんには出席回数に応じて報酬を支払います。 次週になりますが詳しくは又案内します。
- ③防災計画の冊子を審議員さんがお持ちだと思いますが、冊子を各町内会長へ渡してください。返却された冊子は次の審議員さんへ引き継がれます。

あと一週間あまりで皆さんの役は終えることになります。このあともよろしくお願いします。 特に防災に関しての協力を賜り、計画の内容が広まっていくことが減災につながると思っていますのでよろしくお願いします。

この2年間「防災計画の策定」「区費の改定」に取り組み、皆さん方には本当にお世話になりました。 令和4年度から、区費の審査会が稼働するなど決めたことが実行段階に入ります。

これで令和3年度第3回審議会を終了いたします。大変ご苦労さんでした。

閉会 20時15分